

第3回日野市公契約条例検討委員会議事概要

開催日時場所	平成 29 年 10 月 12 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分 日野市役所 4 階 庁議室	
出席委員	委員長 西浦 定継 （学識経験者 /明星大学理工学部教授） 副委員長 永淵 慎 （学識経験者 /弁護士法人E N I S H I 代表） 委 員 小野 進一 （事業者団体関係者 /日野市商工会建設業部会部会長） 委 員 佐藤 博司 （事業者団体関係者 /日野市商工会建設業部会副部会長） 委 員 三角 幸太郎 （労働者団体関係者 /全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 /連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）	
次第 1. 開会 2. 前回会議録の確認 3. 議事 （1）公契約条例制定自治体状況調べ （熟練者と未熟練者、工事の対象業種） （2）低入札委託案件について （3）日野市公契約条例等の骨子（案）について （4）その他 4. 閉会		
質問・意見		回答・結果
3 議事 （1）公契約条例制定自治体状況調べ ・目黒区の公契約条例が近々できる。目黒区の条例には、熟練、未熟練について盛り込まれていない。このことに至った経緯について、分かれば教えて欲しい。 （2）低入札委託案件について ・設計金額の設定が原因以外の案件について、低入札調査は実施していないのか。		・次回までに確認します。 ・日野市では低入札価格調査制度を設けていない。落札率が低い時は、その都度、積算が適正なものであるか、契約決定時の聞き取りや主管課を通しての確認をしています。 結果、入札額では履行できないといった場合、相応のペナルティーを科すことになります。

(3) 日野市公契約条例等の骨子(案)について ・「6 公契約の範囲」において、工事を先にとの話がでていたが、「2 用語の定義」の規定の中でも範囲の話は関係してくる。条例に明記する場合、「範囲」が工事であれば、「定義」も工事だけになるのか。 ・「定義」と「範囲」で関係性がないのであれば、多摩市や足立区のように条例に入れ込むことは構わないということか。 ・条例で工事だけを定めた場合、委託を始めるときに条例改正の手続きが必要となるのではないか。 ・公契約条例が適用となる工事案件は、労務報酬下限額が定められているが、適用外の工事は下限額を下回る現場も出てくる。そういう状況になれば、最低賃金が約束されている公契約条例適用工事に職人が集まり、安い工事には人が来ないという事態が想定される。条例の制定だけではなく、こういったことの対応も考えなければならない。 下限額を公契約条例対象案件だけに適用していると取られないような公開をしないといけない。 ・発注者として、適正な賃金を確保するための積算についてどう考えているかを示してもらわないと、事業者の不安は拭えない。他の自治体がどのように表現しているのか確認して欲しい。	・通常「公契約とは何か」と聞かれたときに、「市が契約を取り交わすあらゆる契約を指す」ことになります。一般的な定義で良いと考えています。 ・他の自治体の条例でも一般的なことを広く定義しておいて、条例が適用となる範囲を別で定めています。 ・条例上で定めた場合、範囲を委託に拡大するときや、設定金額を変更するときに、逐次、条例改正の手続きが必要になります。議案として市議会に諮って承認をいただくことになります。規則であれば、審議会での承認を得たうえで、市長決裁により改正されます。 ・公開する際の表現については検討する必要があると思います。 ・次回までに調べておきます。
--	--

・仮に、基準を１億円とした場合、１億円以上の案件は全て対象とするのか。 ・他の自治体で範囲を広げていった例が分かれば教えて欲しい。 ・「６ 公契約の範囲」について、現状では条例に組み込むのは難しいと思う。そうすると、委託等が見えにくくなってしまいますので、「２ 用語の定義」で多摩市のように定義してもらえると、後々規則に生かしやすくなると思う。逆に入れておかないと、条例改正の手順が必要になる。 工事の後に委託も実施するという担保がどこかに欲しい。 ・労働報酬下限額について、総合評価方式の労務単価との違いは出すのか。出すとしたらその違いをどう説明するのか。 ・調査は工事担当課と契約担当課のどちらが実施するのか。また、その内容を密にしておかないとトラブルのもとになる。 ・条例制定後、審議会が非常に重要になる。審議会の役割、内容、ペースについて、どんなイメージでいるのか ・６人以内での構成となっているが、委嘱を受けた委員以外に、実際に公契約条例案件を請け負った業者にオブザーバーとして入ってもらえれば、具体的な話ができる。 ・多摩市では、事業者側の委員がいる。商工会の建設部会の人が委員になっていて、実際に公契約条例対象案件を請け負った実績もある。 市から事業者へアンケートを年１回必ず実施して、事業者の意見を聞いている。	・金額を提示するとなると、基本的には全ての案件が対象となります。 ・次回までに確認します。 ・多摩市の形を採用する形が良いと思います。ただし、説明に当たっては、定義はあくまでも一般的な話であることを強調する必要があると思います。 加えて、委託については、速やかに検討を進めていくことが本検討委員会の合意事項であることを申し送り事項として残しておく必要があります。 ・課題として預からせていただきます。 ・他自治体の状況を確認します。 ・制定後、落ち着くまでは開催頻度は高くなると思います。当初は年３～４回の想定です。
--	---

